

サービス提供体制強化加算に関する届出書
((介護予防) 認知症対応型共同生活介護)

1 事業所名			
2 異動区分	1 新規	2 変更	3 終了
3 届出項目	1 サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 3 サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	2 サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	

4 介護職員等の状況

(1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)

介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が70%以上		有・無
	① 介護職員の総数 (常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人	
	又は		
①に占める③の割合が25%以上	③ ①のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の総数 (常勤換算)		有・無
	人		

(2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)

介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が60%以上		有・無
	① 介護職員の総数 (常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人	

(3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)

※介護福祉士等の状況、常勤職員の状況、勤続年数の状況のうち、いずれか1つを満たすこと。

介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が50%以上		有・無
	① 介護職員の総数 (常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人	
常勤職員の 状況	①に占める②の割合が75%以上		有・無
	① 介護職員の総数 (常勤換算)	人	
	② ①のうち常勤の者の総数 (常勤換算)	人	
勤続年数の 状況	①に占める②の割合が30%以上		有・無
	① サービスを直接提供する者の総数 (常勤換算)	人	
	② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数 (常勤換算)	人	

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる (要件を満たすことがわかる) 書類も提出してください。

※ 認知症対応型共同生活介護については、常勤職員の状況の「介護職員」は、「介護・看護職員」と読み替えるものとする。